告　示

○総務省告示第十号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、平成十三年総務省告示第百五十二号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件）の一部を次のように改正し、平成二十三年一月十一日から適用する。

平成二十三年一月十一日

総務大臣　片山　善博

近畿総合通信局の項中「大手町」を「大手前」に改める。

九州総合通信局の項中「二の丸一番四号　熊本合同庁舎第二号館」を「春日二丁目十番一号　熊本地方合同庁舎」に改める。

○総務省告示第十一号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第三百九十八号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件）の一部を次のように改正し、平成二十三年一月十一日から適用する。

平成二十三年一月十一日

総務大臣　片山　善博

九州総合通信局の項中「二の丸一番四号　熊本合同庁舎第二号館」を「春日二丁目十番一号　熊本地方合同庁舎」に改める。

○法務省告示第十一号

香川県高松市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十三年一月十一日

法務大臣　仙谷　由人

香川県高松市東浜町一丁目二番地八　吉田　俊雄

○農林水産省告示第四十五号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成二十二年一月二十一日農林水産省告示第百八十八号（プラムポックスウイルスの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正し、平成二十三年二月十日から施行する。

平成二十三年一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

別表を次のように改める。

別表

東京都あきる野市秋川、秋留、網代、油平、雨間、五日市、伊奈、入野、上ノ台、牛沼、小川、上代継、切欠、草花、小中野、小峰台、小和田、三内、下代継、菅生、瀬戸岡、高尾、舘谷、舘谷台、留原、二宮、野辺、原小宮、引田、平沢、平沢西、平沢東、深沢、渕上、山田及び横沢、青梅市、八王子市暁町、石川町、宇津木町、梅坪町、大谷町、尾崎町、上壱分方町、川口町、川町、久保山町、左入町、下恩方町、諏訪町、大楽寺町、高月町、滝山町、丹木町、戸吹町、西寺方町、弐分方町、丸山町、みつい台、美山町、元八王子町及び谷野町、羽村市小作台、川崎（都道二百四十九号線以西の地域に限る。）、五ノ神（都道二百四十九号線以西の地域に限る。）、栄町、神明台、玉川、羽（都道二百四十九号線以西の地域に限る。）、羽加美、羽中、羽西、羽東及び緑ヶ丘、西多摩郡奥多摩町海澤、梅澤、大丹波、川井、小丹波、丹三郎及び氷川並びに日の出町

○農林水産省告示第四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福井県丹生郡越前町米ノ七四字城後山二九（次の図に示す部分に限る。）、三五の一、三九の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福井県三方上中郡若狭町日笠三六号沢田一五、三九号滝谷三の一、四の一、五の一、六、九三号西滝谷一から四まで、一二

二　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

三　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

四　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

三六号沢田一五、三九号滝谷三の一、四の一、五の一、九三号西滝谷一から四まで、一二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　富山県南砺市利賀村大牧字上ノ原一五の一、一六の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　富山県氷見市赤毛字大平三一の一、三一の七、三一の八、三一の二〇、三一の二二、三四、五四、六四の一、六四の三、六四の四、六六の一、六九の二、南砺市井口田屋字丸山一の六三から一の六九まで、一の七二から一の七四まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦